

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）
整備事業に係る環境影響評価方法書
要 約 書



江南市の木「くろがねもち」

平成 31 年 2 月

江 南 市

はじめに

本要約書は、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年 愛知県条例第47号）に基づき、平成30年8月に公表した計画段階環境配慮書及び平成30年11月に受領した愛知県知事意見等を踏まえ、環境影響評価の項目や調査手法等を検討し、とりまとめた環境影響評価方法書（以下「方法書」という）の概要を示したものです。

対象事業の目的

国は、各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえ、ごみ処理の広域化を推進しています。これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300 t/日以上全連続炉への集約化を目指しています。

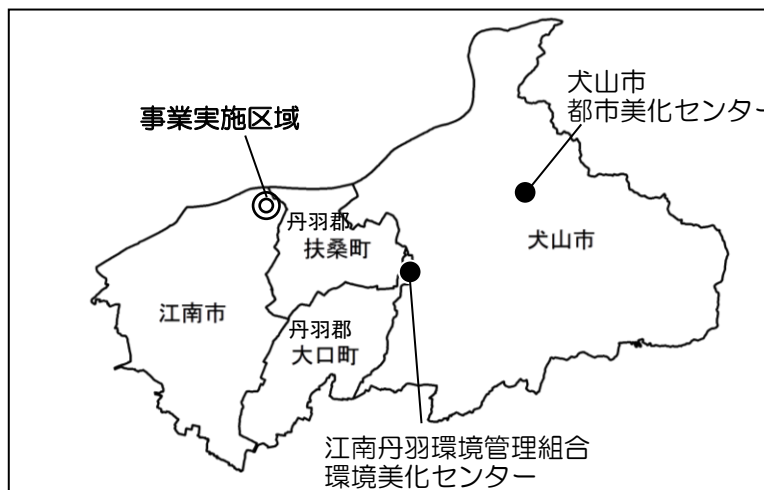
この広域化計画を受けて2市2町（犬山市、江南市、大口町及び扶桑町）で構成する尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第1小ブロック会議（以下「第1小ブロック会議」という。）では、現有施設を統合し、新ごみ処理施設を建設することを目的とし、平成21年6月に「尾張北部地域第1小ブロックごみ処理広域化実施計画」を策定し、その後、平成28年7月に改訂しました。この「広域化実施計画（改訂版）」では、平成37年度の新ごみ処理施設の稼働を目標としています。

このような状況を踏まえ2市2町は、効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいくため、平成29年4月に一部事務組合「尾張北部環境組合」を設置しました。

本事業は、2市2町の新ごみ処理施設の建設を目的とするものです。

既存施設の概要

施設名	犬山市都市美化センター	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター
設置主体	犬山市	江南丹羽環境管理組合 (江南市、大口町、扶桑町)
処理対象区域	犬山市	江南市、大口町、扶桑町
処理能力	135 t/日 (67.5 t/日×2炉)	150 t/日 (75 t/日×2炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉 (全連続式焼却施設)	流動床式焼却炉 (全連続式焼却施設)
供用開始	昭和58年4月 (平成20年度 大規模補修工事実施)	昭和57年11月 (平成23年度 基幹整備補修工事実施)



対象事業の概要

■対象事業の内容

対象事業の内容は以下の通りです。本事業では、ごみ焼却施設のほかに粗大ごみ処理施設を設置する計画です。

対象事業の種類		ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
位置及び面積		江南市中般若町北浦地内 約 3.0 ha
ごみ焼却施設	処理能力	197 t / 日
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ ストーカ式焼却炉＋灰の外部資源化 ・ ガス化溶融炉・シャフト式 ・ ガス化溶融炉・流動床式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し渣及び脱水汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	未定（航空法による高さ制限を受ける。）
	運転計画	24 時間連続運転
粗大ごみ処理施設	処理能力	15 t / 日
	処理方式	破碎・選別
	運転計画	5時間運転
稼働目標年度		平成 37 年度

< 建設地の決定経緯 >

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで尾張北部地域の関係市町では広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきました。尾張北部ブロックを構成する4市2町（犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町）では、平成13年8月に犬山市塔野地地区を候補地として選定し、平成15年2月には犬山市善師野地区を再選定しましたが、どちらも地元調整が難航したため断念しています。

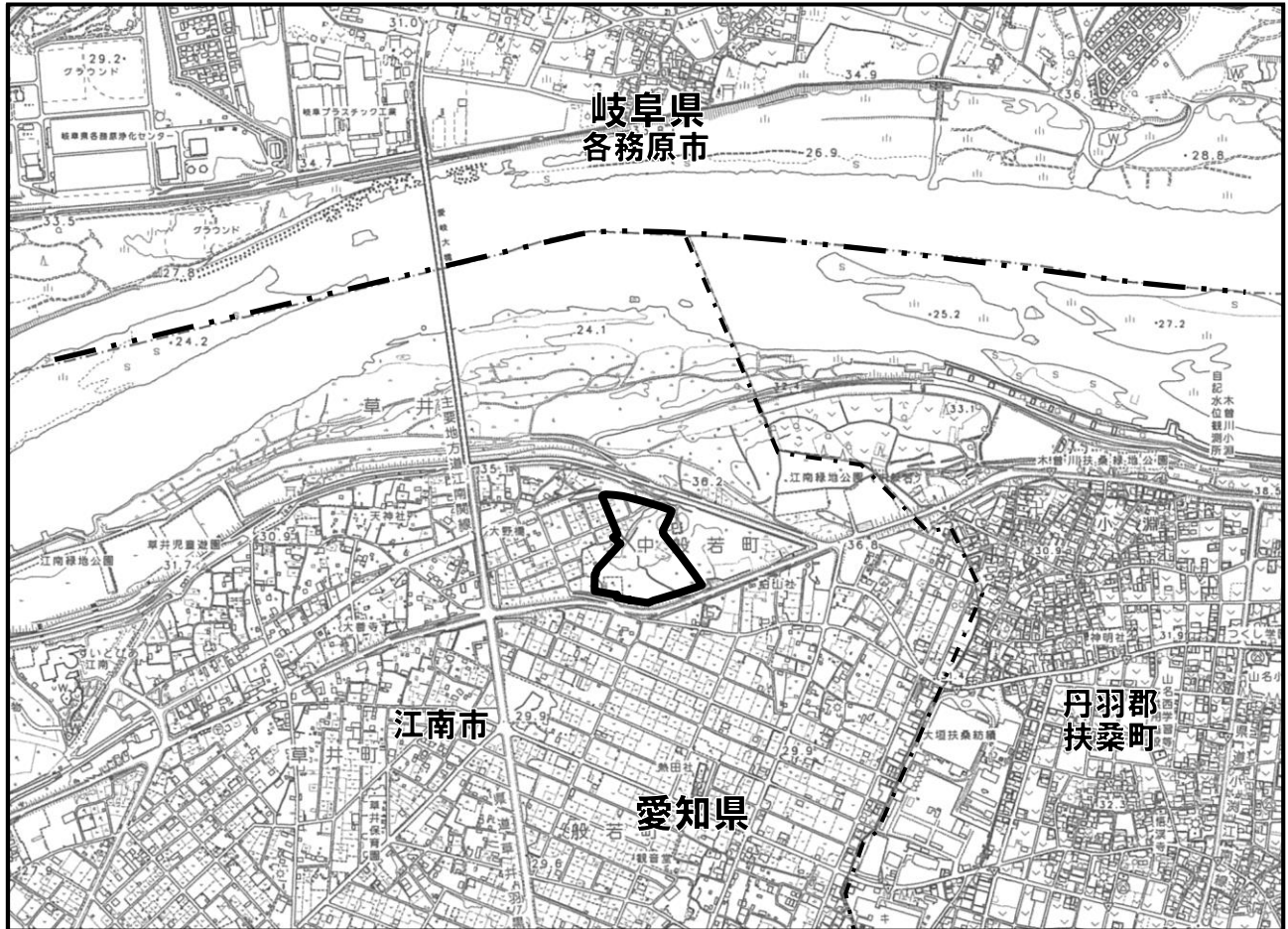
その後、尾張北部ブロックは平成17年11月に、当面、第1小ブロック（2市2町）と第2小ブロック（小牧市及び岩倉市）の2つの小ブロックに分け、それぞれ施設を建設することとし、平成22年5月には、2市2町で構成する第1小ブロック会議で犬山市池野地区を候補地として選定しましたが、地元調整が難航し、凍結状態となりました。

そのような中、既存の両施設も稼働後30年以上経過し、老朽化への対応も必要で先送りできない状況もあったことから、建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明しました。

その後、江南市において候補地の選定がなされ、評価結果の最も高かった中般若町北浦を候補地として第1小ブロック会議に提示し、地元説明会や施設見学会等を実施しました。

こうした江南市の取組や地元が実施したアンケート結果等を総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断し、平成28年3月に第1小ブロック会議において中般若町北浦地内を正式な建設地として決定しました。

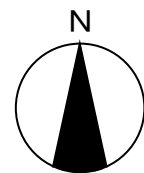
【事業実施区域の位置】



凡 例

事業実施区域
 県境
 市町境

この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものです。



1 : 15,000



■工事計画の概要

本事業の工事は、事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定しています。

【工事工程表（予定）】

項目 \ 年度	H33 年度 (1 年目)	H34 年度 (2 年目)	H35 年度 (3 年目)	H36 年度 (4 年目)	H37 年度 (5 年目)
造成工事	➡				
土木・建築工事		➡			
プラント設備工事			➡		
外構工事				➡	
供用					➡

■配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容

配慮書では、本事業における計画案について、煙突配置に関する2案（煙突東側配置、煙突西側配置）を複数案として、環境面から「大気質」と「景観」について周辺環境への影響の比較検討を行いました。一方、都市計画手続きの一環として同時期に公表した構想段階評価書においては、都市計画の観点から「都市計画の一体性・整合性の確保」や「適切な規模及び必要な位置への配置」などについても比較検討を行いました。

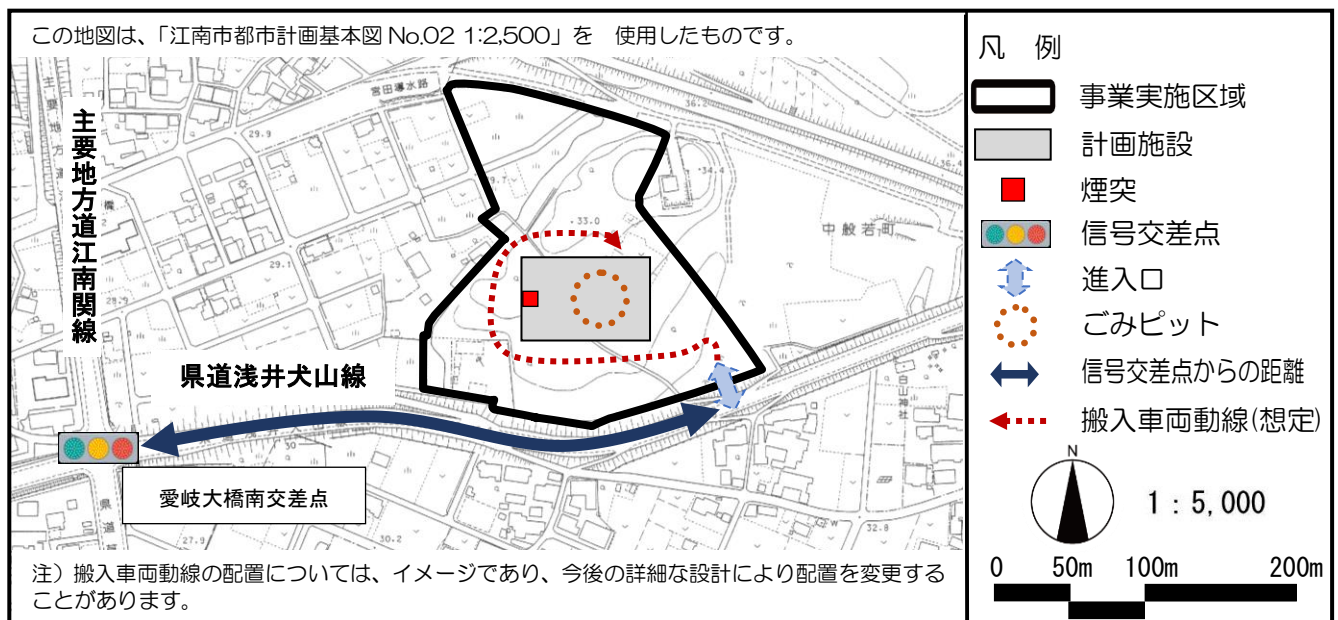
配慮書における複数案の比較では、大気質については、いずれの対象計画案においても重大な影響は生じないこと、景観では眺望景観への影響について、近傍の地点でトレードオフの関係が見られることから、すべて同等の評価としました。また、構想段階評価書の案における複数案の比較についても、すべての項目について同等の評価としました。

一方、配慮書では、「事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること」、「事業実施区域の近隣に住居が存在することから、煙突の位置だけでなく、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること」などの愛知県知事意見が通知されました。

これらの意見を踏まえ、複数案から単一案への絞り込みに当たっては、第1小ブロック会議が策定した、当該施設整備に関する基本的事項についての方向性を定めた「新ごみ処理施設整備計画」において、施設配置、動線等について、「周辺の交通の安心・安全を図るとともに、周辺の交通に影響を及ぼさないような渋滞対策を図ることを第一に考える」としていることから、周辺道路が渋滞しないような対策として「施設場内の搬入車両動線を長く確保することができる煙突の配置」について検討を行うこととしました。

県道浅井犬山線から事業実施区域への進入口の位置については、交通処理の観点から主要地方道江南関線との信号交差点からの距離をできるだけ大きく取る必要があることから、下図に示すとおり搬入車両は事業実施区域の南東側から搬入出をすることが考えられます。その場合、施設場内での搬入車両動線をより長く確保するためには搬入車両が集めたごみを投入するごみピットを東側に配置し、搬入車両動線が計画施設を周回するように配置することでより長く確保することが可能となるため、B案（煙突西側配置）が望ましいと考えられます。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、より周辺交通に影響を及ぼさないと考えられるB案（煙突西側配置）を選定結果としました。



環境影響評価の概要

■環境影響評価の項目

愛知県の「環境影響評価指針」（以下、「指針」という。）に示される参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定を行いました。選定した項目は次ページの表のとおり大気質など15項目を選定しました。

■調査の方法

選定した項目ごとに、指針に示される参考手法を勘案し、既存資料調査や現地調査など適切な方法で現況を把握します。

■予測、評価の方法

選定した項目ごとに、指針に示される参考手法を勘案し、事業を行なうことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、適切な方法で予測します。また、環境影響が可能な限り回避又は低減されているか、国等の基準との整合が図られているかなどについて評価します。

現地調査のイメージ

大気質、地上気象調査



上層気象調査



騒音、振動調査



悪臭調査（特定悪臭物質）



悪臭調査（臭気指数）



水質調査



動物（鳥類）調査



動物（昆虫類）調査



景観調査



環境影響評価項目の選定

環境要素の区分			影響要因の区分			施設の供用						
			工事の実施			施設の存在	施設の供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸化合物					◎					
		窒素化合物	○	○			◎			○		
		浮遊粒子状物質	○	○			◎				○	
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等					◎					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○								
		施設からの騒音						○				
		道路交通騒音	○								○	
		低周波音							○			
	振動	建設作業等振動		○								
		施設からの振動						○				
		道路交通振動	○								○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数									○	
	水質	水素イオン濃度			○							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)										
		水の濁り(浮遊物質)			○							
		富栄養化										
		有害物質等										
	地形及び地質	重要な地形及び地質										
	地盤・土壌	土壌環境			○							
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○							
	地下水質			○								
		日照障害				○						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○						
	植物	重要な種及び群落			○	○						
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○				○		
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○	○			
		残土その他の副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○		

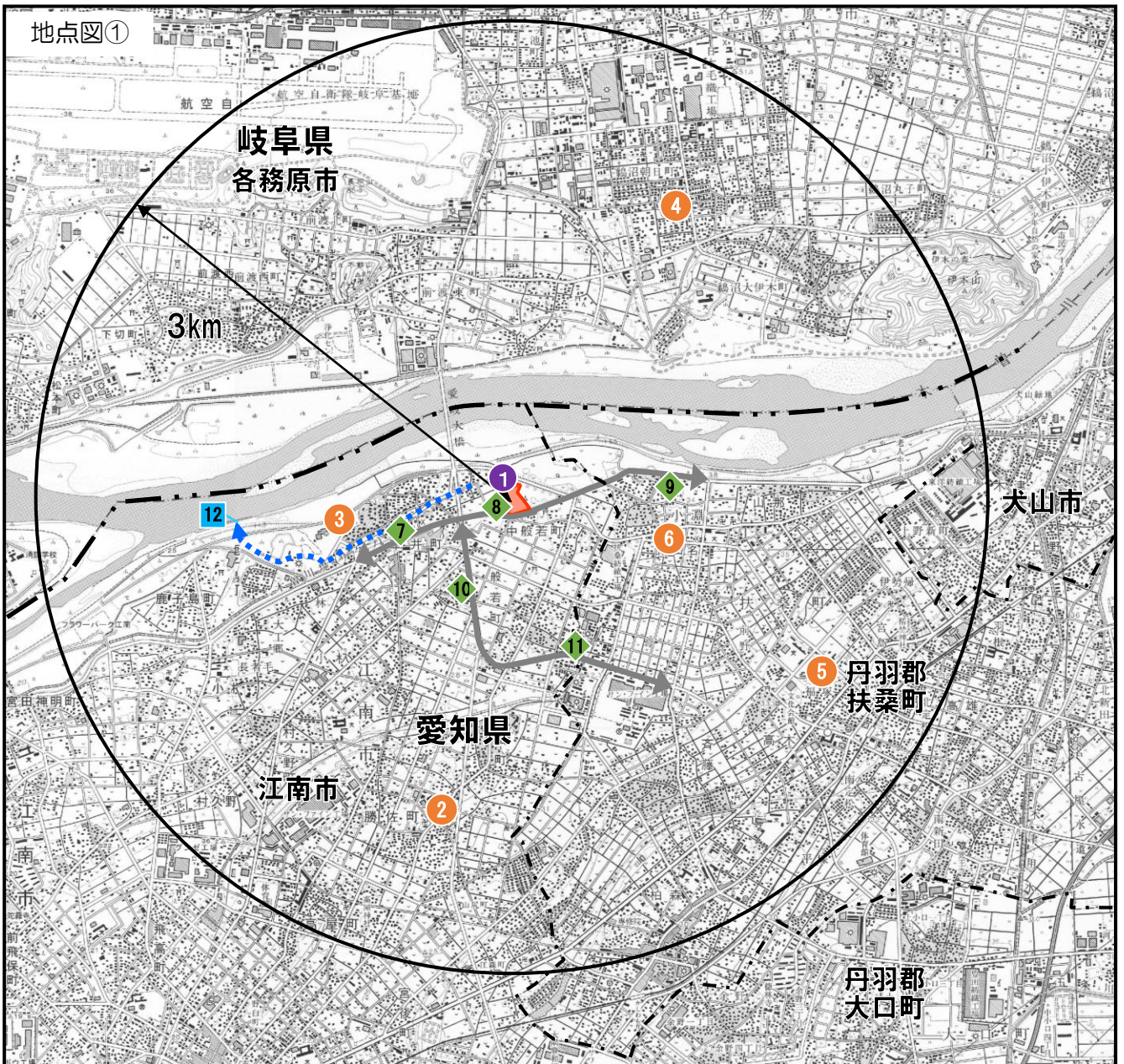
注) 表中の「○」は選定した項目を、「◎」は配慮書においても選定した項目を、網掛けは指針別表第1に掲げられている参考項目を示します。

現地調査の内容

調査項目		調査対象	調査期間、時期	地点数	地点図
大気質	環境	・二酸化硫黄	1年間連続	1	①②-●
		・二酸化窒素及び一酸化窒素	四季に各1週間連続	5	①-●
		・浮遊粒子状物質	四季に各1週間連続	1	①②-●
		・微小粒子状物質	四季に各1週間連続	6	①②-● ①-●
		・有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）	四季に各1週間連続	1	①②-●
	・降下ばいじん	四季に各1カ月間	5	①-◆	
	道路沿道	・二酸化窒素及び一酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	四季に各1週間連続	1	①②-●
地上気象	地上気象	・風向、風速、気温、湿度 ・日射量、放射収支量	1年間連続	1	①②-●
		・風向、風速	四季に各1週間連続	5	①-●
	上層気象	・風向、風速、気温	四季に各1週間連続	1	①②-●
騒音・振動	環境	・環境騒音	平日、休日の各24時間	4	②-■
		・環境振動	平日、休日の各24時間	4	②-■
		・低周波音	平日の24時間	2	②-■
	道路交通	・道路交通騒音	平日、休日の各昼間	5	①-◆
		・道路交通振動	平日、休日の各昼間	5	①-◆
・交通量		平日、休日の各24時間	5	①-◆	
悪臭	・特定悪臭物質	梅雨期、夏季各1日1回	2	②-■	
	・臭気指数	梅雨期、夏季各1日1回	4	②-■	
水質	・水素イオン濃度（pH）	四季に各1日1回	1	①-■	
	・浮遊物質（SS）、濁度、流量	降雨時に年1回	1	①-■	
	・土質の状況	年に1回	1	②-◆	
地盤・土壌		・有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目、ダイオキシン類）	年に1回	3	②-●
地下水・	地下水位	・地下水位	四季に各1日1回	1	②-◆
地下水質	地下水質	・地下水質（環境基準項目、ダイオキシン類）	四季に各1日1回	1	②-◆
日照阻害		・土地利用及び地形の状況	年に1回	計画地周辺	—
動物	重要な種及び注目すべき生息地	・哺乳類	春、夏、秋、冬に各1回	※	③
		・鳥類	春、繁殖期、夏、秋、冬に各1回		
		・昆虫類	春、夏、秋に各1回		
		・両生類、は虫類	早春、春、夏、秋に各1回		
		・魚類	春、夏、秋に各1回	1	①-■
		・底生動物	早春、夏、冬に各1回	1	①-■
		・クモ類	夏、秋、冬に各1回	※	③
		・陸産貝類	初夏、冬に各1回		
植物	重要な種及び群落	・植生	秋に1回	1	①-■
		・植物相	早春、春、夏、秋に各1回		
		・水生植物相	春、夏、秋に各1回		
生態系		・地域を特徴づける生態系	動植物の調査時期に準じた時期	※	③
景観		・主要な眺望点の状況 ・主要な眺望景観の状況	落葉季、繁茂季に各1回	9	④-●
人と自然との触れ合いの活動の場		・主要な人と自然との触れ合いの活動の状況等	年に2回程度	2	④-○

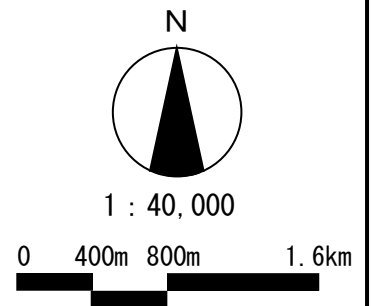
※事業実施区域及びその周囲200mを基本とし、隣接する木曾川沿いの河畔林を含む範囲とします。

現地調査の位置



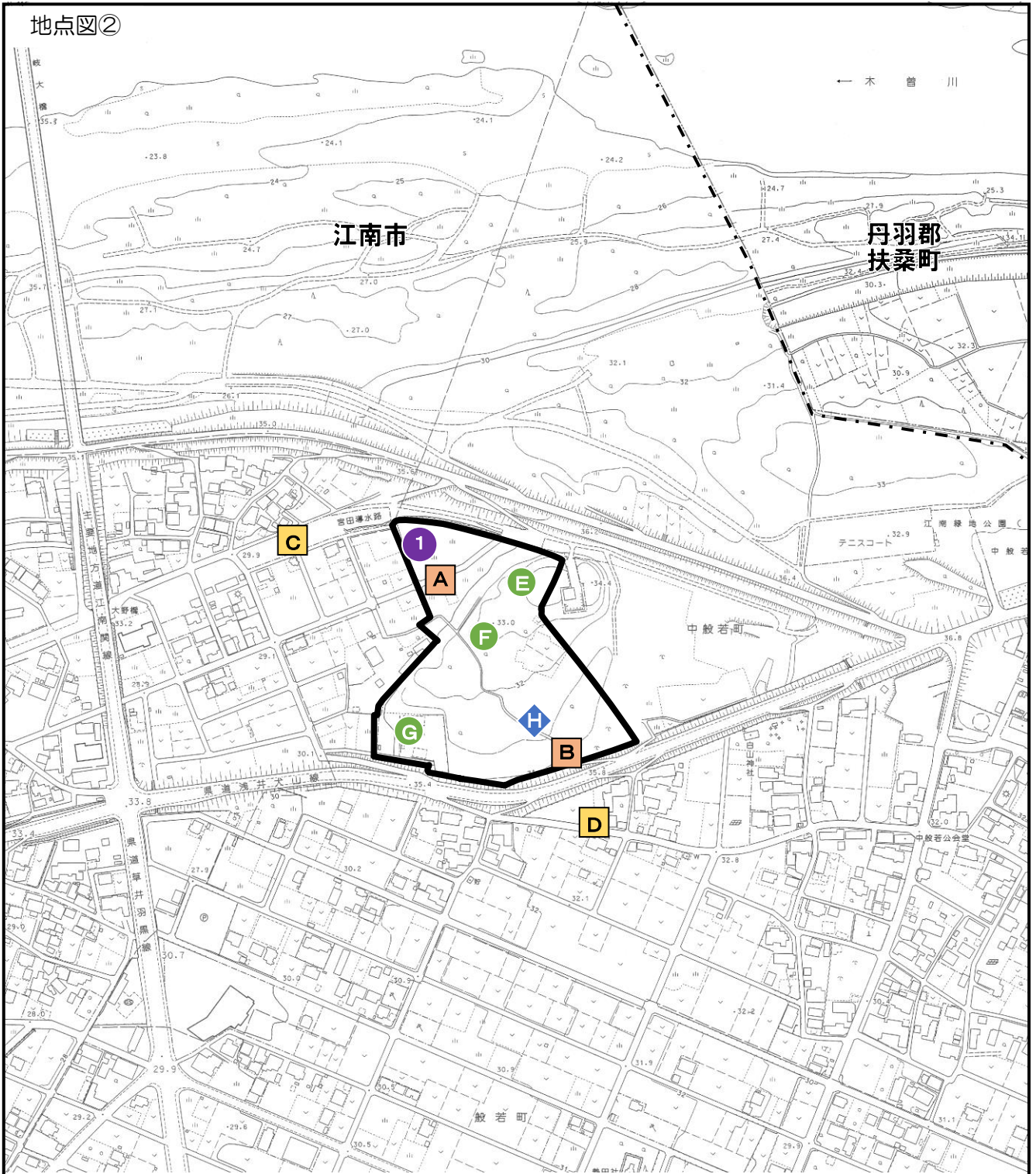
凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 一般環境大気質、地上気象、上層気象調査地点
- 一般環境大気質、地上気象調査地点
- 道路沿道大気質、道路交通騒音・振動、交通量調査地点
- 水質、魚類、底生動物、水生植物調査地点
- 主な走行経路
- 排水ルート（既存の排水路等）


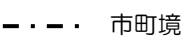







この地図は、国土地理院発行の 1 : 25,000 地形図「犬山」「岐阜」を使用したものです。

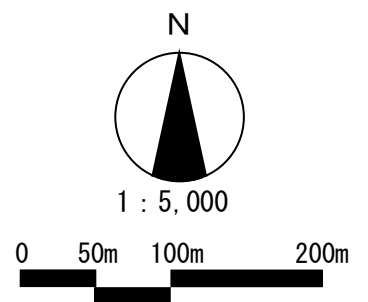
地点図②



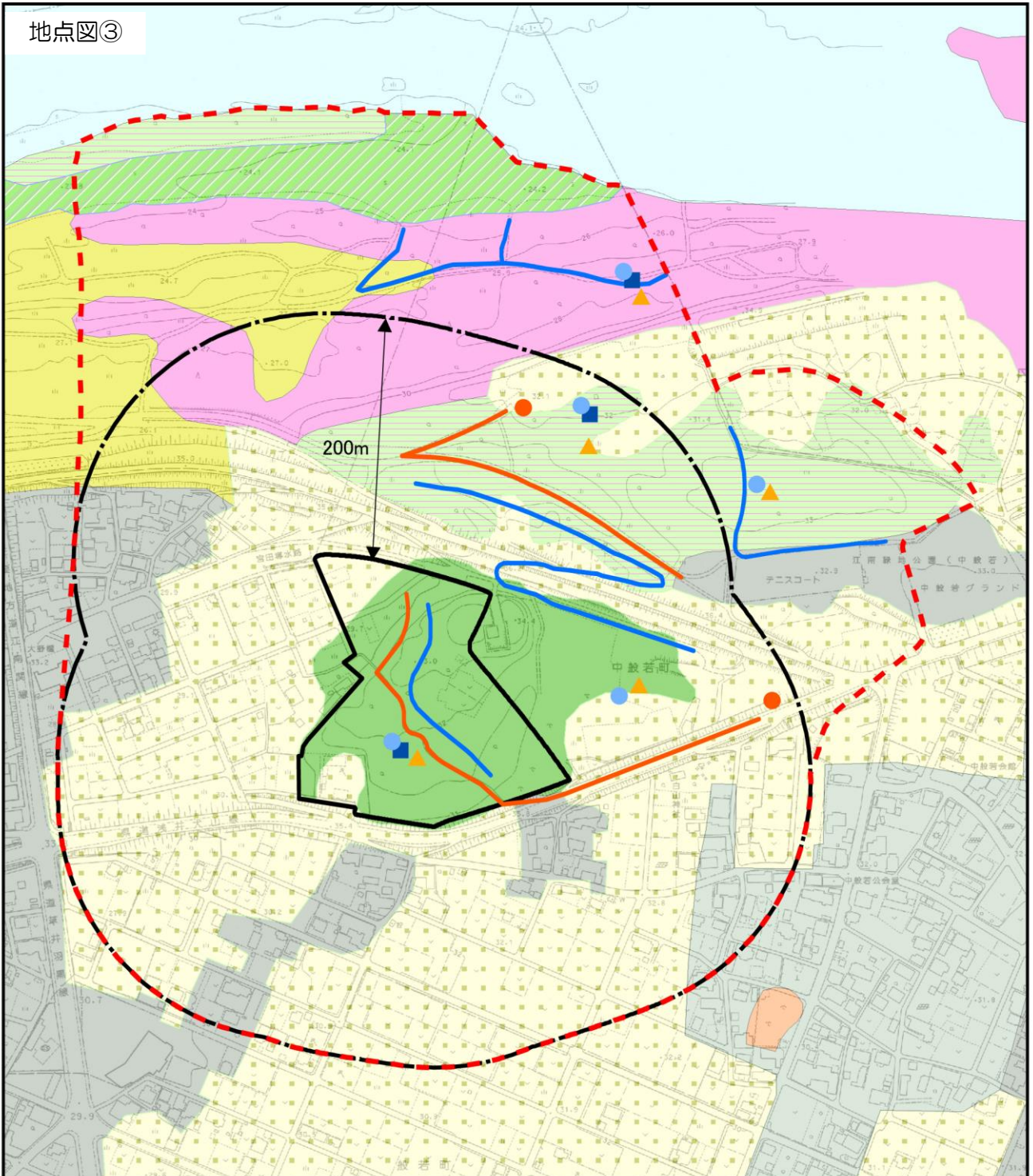
凡例

-  事業実施区域
-  市町境
-  一般環境大気質、地上気象、上層気象調査地点
-  環境騒音・振動、低周波音、
悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）調査地点
-  環境騒音・振動、悪臭（臭気指数）調査地点
-  土壌環境調査地点
-  地下水位、地下水質調査地点

この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものです。

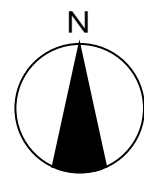


地点図③



凡例

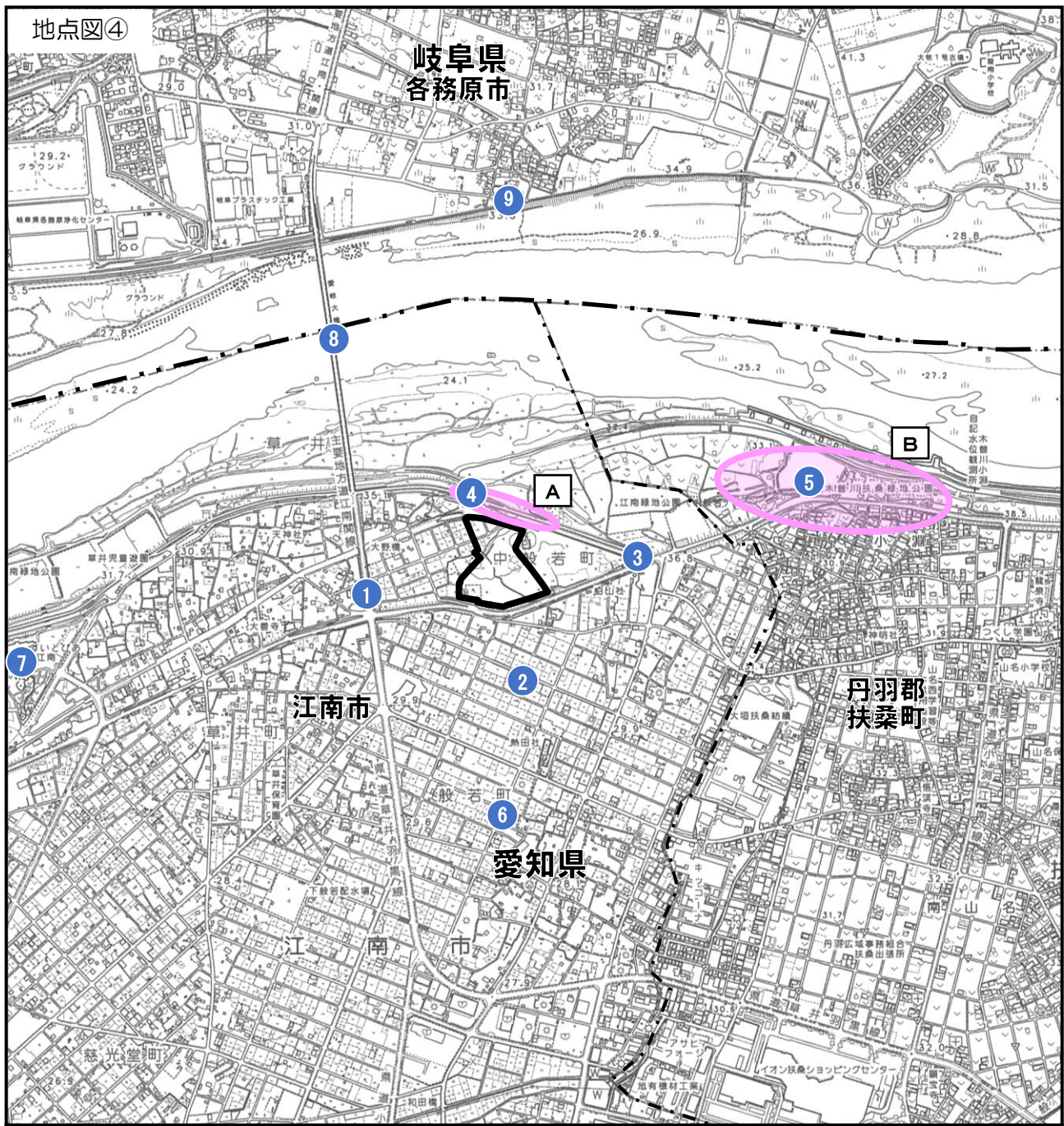
- | | | | |
|--|--------------|--|--------------------------|
| | 事業実施区域 | | 任意踏査ルート(哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類) |
| | 事業実施区域より200m | | 哺乳類：シャーマントラップ |
| | 調査範囲 | | 鳥類：ポイントセンサス |
| | | | 鳥類：ラインセンサスルート |
| | | | 昆虫類：ベイトトラップ |
| | | | 昆虫類：ライトトラップ |
| | ヤナギ低木群落(V1) | | 路傍・空地雑草群落 |
| | シイ・カシ二次林 | | 畑雑草群落 |
| | ケネザサーコナラ群集 | | 市街地 |
| | オギ群集 | | 緑の多い住宅地 |
| | 竹林 | | 開放水域 |



1 : 5,000



この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものです。



地点図④

岐阜県
各務原市

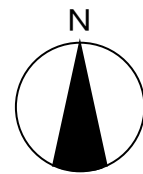
江南市

愛知県

丹羽郡
扶桑町

凡 例

- 事業実施区域
- 県境
- 市町境
- 景観調査地点
- 人と自然との触れ合いの活動の場調査地点



1 : 15,000



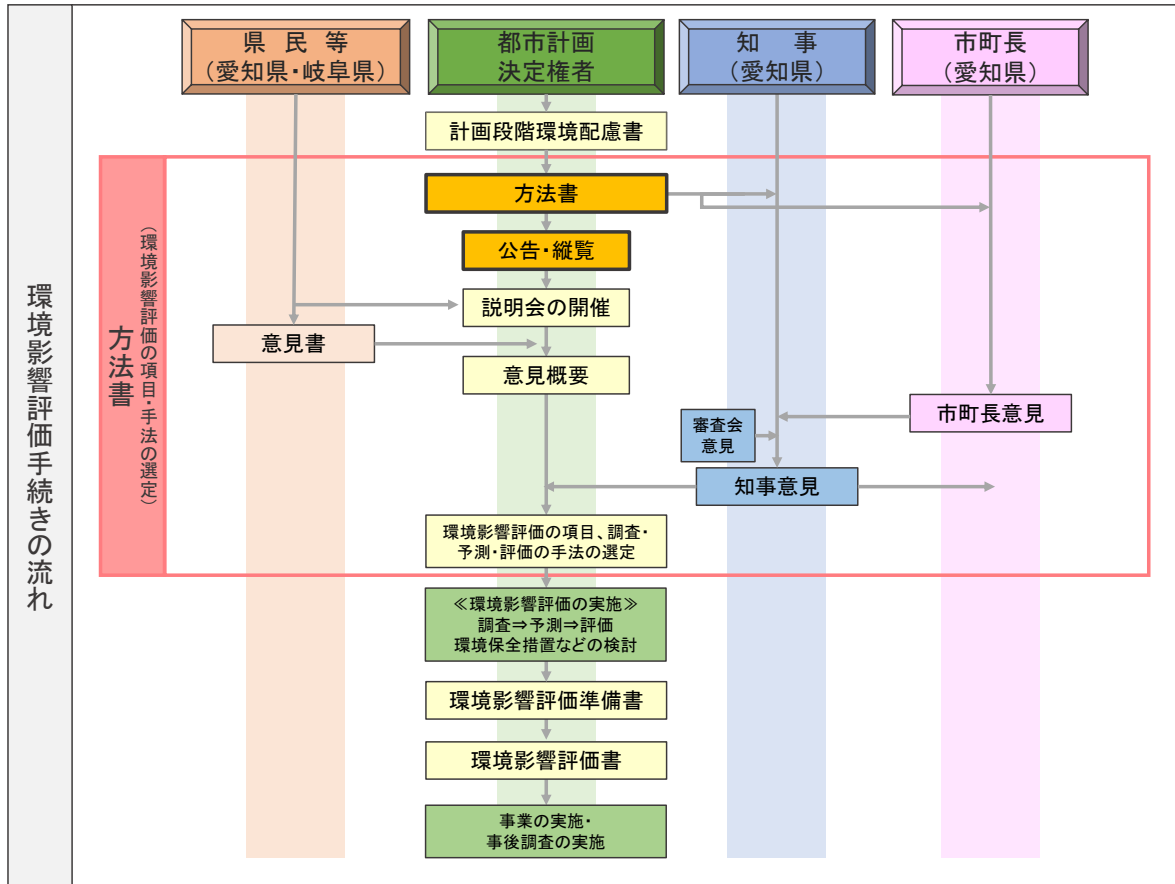
この地図は、各務原市発行「1：15,000 各務原市全図」を使用したものです。

◆環境影響評価の手続きの流れ

愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続きの流れは、下図に示すとおりです。

今回の「方法書」の公表は、太線で囲んだ段階のものです。

今後は、方法書に対する県民等の意見や、審査会意見及び市町長意見等を勘案した知事意見を受け、必要に応じて環境影響評価の項目、調査、予測・評価の手法を見直し、現地調査を行い、事業計画等の検討を進めながら、環境影響評価準備書以降の手続きを進めていきます。



注) 岐阜県及び各務原市の取扱いについては、今後、愛知県環境影響評価条例に基づいて愛知県と岐阜県により協議されます。

◆方法書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
江南市経済環境部環境課 江南市布袋支所 江南市宮田支所 江南市草井支所 犬山市経済環境部環境課 大口町産業建設部環境経済課 扶桑町産業建設部産業環境課 各務原市市民生活部環境室環境政策課	平成31年2月12日(火)から 3月12日(火)まで ≪土曜日、日曜日は除きます。≫	午前8時30分から 午後5時15分まで

注) 江南市のウェブページ (<http://www.city.konan.lg.jp/>) からご覧になれます。

◆意見書の提出

方法書について、環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

提出先	江南市 経済環境部 環境課 〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90
提出方法	提出先への持参または郵送 ※持参の場合には各縦覧場所でも提出できます。
提出期限	平成 31 年 3 月 26 日（火） ※郵送の場合には当日消印有効
意見書に必要な記載事項	方法書の名称 住所及び氏名（法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 方法書についての環境保全の見地からの意見（日本語で意見の理由も含めて記載）

◆方法書の説明会

日時・会場	平成 31 年 2 月 24 日（日）午前 10 時から すいとびあ江南 多目的ホール（江南市草井町西 200）
	平成 31 年 3 月 2 日（土）午前 10 時から 扶桑町中央公民館 講堂（扶桑町大字高木字稲葉 63）
	平成 31 年 3 月 3 日（日）午前 10 時から 陵南福祉センター 集会室（各務原市鵜沼朝日町 2-384-1）
備考	都市計画の概略の案に関する説明会との同時開催となります。 事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。 各回とも同一の内容です。

◆問合せ先

問合せ先	江南市 経済環境部 環境課 〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 TEL：0587-54-1111（代表） （事業者） 尾張北部環境組合 総務課 〒483-8221 愛知県江南市赤童子町大堀 90（江南市役所内） TEL：0587-54-1188
------	--

